

平成22年度の市税納期をお知らせします

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
軽自動車税		全 5/31(月)	今年から軽自動車税の納期限が5月末になりました									
個人住民税 (市民税・県民税)			1期 6/30(水)		2期 8/31(火)		3期 11/1(月)		4期 12/27(月)			
固定資産税 都市計画税		1期 5/31(月)		2期 8/2(月)		3期 9/30(木)		4期 11/30(火)				
国民健康保険税				1期 8/2(月)	2期 8/31(火)	3期 9/30(木)	4期 11/1(月)	5期 11/30(火)	6期 12/27(月)	7期 1/31(月)	8期 2/28(月)	

表中の日付は、その期の納期限を表します。

税金を納める方法

市役所からお届けする納税通知書に定められた期限（納期限）までに、市税取扱金融機関や市役所で納めてください。口座振替を利用いただくと、納期ごとに金融機関などへ出向いていただく必要も、納め忘れの心配もなく安心です。一度手続きされますと、翌年以降も継続して自動振替されます。

税金が納められない場合は・・・

【納税相談】

さまざまな事情で納期限内に納めることができない場合は、早めに税務課へご相談ください。

【滞納処分】

納期限までに納められた方との公平を保つとともに、大切な市税を確保するため、滞納者については、財産（不動産、動産、給料、預貯金、年金など）を差し押さえ、これらの財産を公売するなどの滞納処分を行います。

延滞金について

【延滞金とは】

納期限を過ぎてから納付すると、本来納めるべき納税額のほかに、遅延した税額および期限に応じて延滞金が必要になります。

【計算方法】

延滞金は納期限の翌日から1か月を経過するまでは、年7.3%（ただし、特例基準割合が7.3%に満たない場合は、特例基準割合による）、2か月目からは年14.6%の割合で加算されます。

特例基準割合とは、前年11月末日現在の公定歩合に4%を加算した割合です。平成22年度は4.3%になります。

平成22年度から、軽自動車税の納期限がこれまでの4月30日から5月31日に変更（口座振替も5月31日）になりますので、ご注意ください。

問い合わせ 総務部税務課（社庁舎）☎43-0397

特設人権相談所を開設します

5月1日から7日の「憲法週間」にあわせ、神戸地方法務局と社人権擁護委員協議会では、特設人権相談所を開設します。

人権問題でお悩みの方は、お気軽にご相談ください。相談は無料で、秘密は守られます。

相談者 人権擁護委員

開設日

開設日	場所	時間
5月6日(木)	はびねす滝野	9:30~11:30
5月14日(金)	社福祉センター	13:30~15:30
5月19日(水)	東条公民館	13:00~15:00

問い合わせ 神戸地方法務局社支局 ☎42-0201
教育委員会人権教育課（滝野庁舎）
☎48-3598

新区長・自治会長 4月1日現在(敬称略)

地区名	氏名
社3区	早崎 信康
サンコーポラス三草	大塩 貢

人権擁護委員に田村さん

このたび、新しい人権擁護委員に田村省三さん（家原）が就任され、法務大臣から委嘱状が交付されました。任期は、平成22年4月1日から3年間です。田村さんには、人権擁護委員として、市民の日常生活に接しつつ、人権思想の普及と高揚を図るとともに、人権侵害が起きないよう監視し、人権の擁護に努めていただきます。また、平成10年2月から4期12年にわたって人権擁護委員を務められた酒井隆昌さん（社）が、任期満了により平成22年3

月31日付で退任され、法務大臣から感謝状を受けられました。問い合わせ 教育委員会人権教育課（滝野庁舎）☎48-3598



田村省三さん